

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23560738

研究課題名(和文) 都市マネジメント主体の変化と実態：フランスの住民参加手続・公定化手続に着目して

研究課題名(英文) Changes in Town Management Actors and Their Current Status: Focusing on Participation and Formalization Procedures in France

研究代表者

内海 麻利 (UCHIUMI, Mari)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：60365533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円、(間接経費) 1,170,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本の各地域に対応した都市マネジメントにおける「主体」に関する課題を再確認した上で、地方分権改革や、都市計画法等の制度改革を進めるフランスを素材として調査、検討を行った。その結果、本研究では、フランスにおいて、住民や利用者など多様な関係者の意向を民主的な手続により聴取し、反映する手続(参加手続)と、多様な主体が都市マネジメントの担い手として活躍するための手続(公定化手続)を、法令制度として創設している実態を明らかにし、これらの具体的な仕組みと運用方を地域類型に応じて提示した。

研究成果の概要(英文)：In this study, we reaffirmed issues related to "actors" in town management corresponding to each region of Japan, and we conducted investigations and studies using France as a material, where systematic reforms such as decentralization reform and urban planning reform are being advanced. As a result, in this paper, we elucidated the current status in France where procedures to listen to and reflect the intentions of various persons involved such as residents and users through democratic procedures (participation procedures) and procedures for various actors to play an active role as bearers of town management (formalization procedures) are established as a legal system, and we presented the specific mechanism and operational measures of these procedures according to regional patterns.

研究分野：工学

科研費の分科・細目：都市計画・建築計画

キーワード：フランス 住民参加 公定化 都市マネジメント

1. 研究開始当初の背景

近年、日本の都市計画の分野で主体の変化・多様化がいわれている。その背景の1つには地方分権があり、市町村の役割が強化されるなか、地域づくりの合理性を確保するため、あるいは利害調整や合意形成を図るため、住民の参加及び意向を聴取する手続（以下「住民参加手続」）が求められている。2つに、持続可能な都市づくりにおいて都市の管理やマネジメント（以下「都市マネジメント」¹⁾の重要性がいわれ、その担い手として住民や市民団体等への期待が高まっており、これらの主体等を法制度により支える仕組みや手続（以下「公定化手続」内海麻利『まちづくり条例の実態と理論』（第一法規、2010年）²⁾が必要であるとされている。この必要性は、地域特性を踏まえたマネジメントの観点から(a)大都市都心部、(b)地方都市中心市街地、(c)住宅団地地区に類型化し、地区のマネジメントの実態を検討する小林重敬編『エリアマネジメント』（学芸出版社、2005年等）においても明らかである。

以上の都市計画及び都市マネジメントの主体の変化・多様化に伴う仕組みや手続に対する期待を受け止めるために基礎自治体自らが条例等により制度的対応を図ってきている。前者の住民参加手続については、都市計画法においても充実が図られてきているが、地域の実情を反映するには一定の限界があり、条例等によって手続の付加や参加の仕組みが定められてきている。後者は、「新しい公共」への期待から、担い手の自主性に基づく計画提案や、主体を認定する手続が条例等によって試みられている。しかし、地域の要請によるこれらの手続も模索段階にある。

一方、フランスでは、1980年前半の地方分権改革により都市計画分野においても重要な改革がなされた。都市計画の策定と整備事業の実施にかかる新たな権限配分に加え、環境保護の重視、住民参加や公開意見聴取手続の拡充など、所要の改正や対処施策が整備されてきた。そして、2000年12月「都市の連帯と再生に関する法律」（以下「SRU法」）により「都市計画法典」の主要な制度が書き換えられた。

具体的には二層の都市計画体系は「広域統合スキーム(SCOT)」と、「都市計画ローカルプラン(PLU)」に置き換えられ、計画の策定・内容を通して権限や拘束力が基礎自治体であるコミューンに付与された。また、SCOTの策定主体として「コミューン間の協力連携組織(EPCI)」が位置づけられた。そして、住民を含む民間団体との間の「協議」をより実

質的なものとするを意図したコンサルテーションという参加制度も導入されている。なお、このような基礎自治体への権限移譲等は、都市政策のみならずこれに関連する観光政策、住宅政策などにも及んでいる。

2. 研究の目的

以上のフランスにおける都市計画を中心とした政策及び法制の動向や主体の位置づけの変化には、日本の都市計画及び都市マネジメントにおける主体をめぐる課題（特に、住民参加手続・公定化手続に関する課題）を検討するための示唆を多く含んでいる。

そこで本研究では、日本の都市計画及び都市マネジメントにおける課題を再確認した上で、フランスを対象に政策及び法制にみられる主体の位置づけの変化と実態を住民参加手続・公定化手続の2点から明らかにし、日本における課題への示唆を得ることを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者及び分担者の既往研究（基礎自治体の制度研究やエリアマネジメント研究など）を基礎として、本研究で設定する視点から日本における課題を再確認し、その課題に対して、フランスから示唆を得るというものである。したがって、日本において多様な主体によるマネジメントの実際が明らかになっている類型(a)大都市都心部、(b)地方都市中心市街地、(c)住宅団地地区（以下「地域類型」）（前掲・小林 2005年）に着目して課題を確認し、その課題に応えるフランスの事例を対象に、住民参加手続・公定化手続を中心に下記の方法で調査・検討を行った。

(1) 日本の確認調査

日本の都市計画・都市マネジメントの主体をめぐる課題を再確認するため、研究代表者、分担者の実績・成果に基づき、本研究の視点（住民参加手続・公定化手続）から確認調査（資料の再整理・問題点の確認及び地域類型に対応した聞き取り調査）を実施し検討した。そして、これらの知見を踏まえ専門家を招いた研究会を開催し、日本の課題を確認した。

(2) フランスの実態調査

地域類型(a)(b)(c)について、まず、資料等の収集・現地調査にあたり、関係団体等への聞き取り調査やアンケートを行い、事例の選定を行った。次に、資料等の収集・現地視察・対象団体等への聞き取り調査を行い、日本の都市計画及び都市マネジメントの課題への示唆を検討した。

4. 研究成果

(1) 日本の都市計画、都市マネジメントの主体をめぐる課題

日本の都市計画、都市マネジメントの主体に関する課題の確認においては、関連資料、

¹ 都市マネジメントの地区を限定した「エリアマネジメント」は、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民、事業主、地権者などによる主体的な取り組み」と定義されている。国土交通省監修『エリアマネジメント推進マニュアル』2008年。

² ここでは、公定化手続を「住民等の個別の意思を制度上の公共的意思に転化させる手続」と定義している。

既往研究の収集、分析を行い、各地域類型に応じた現地調査及び聞き取り調査を行うとともに、都市計画及び行政法などの専門家を招いて「地域ルール研究会」を開催し、概念の検討、調査内容や結果について議論を行った。調査先は、(a)千代田区再開発事業組合、高松丸亀町、グランフロント TM0、(b)日本政府観光局、京都市及び京都市観光協会、島根県大田市と石見銀山にかかわる市民団体、(c)千里ニュータウン事業主体とこの地区にかかわる市民団体等である。加えて、東京都銀座地区や神奈川県江ノ島地区等の歴史的に独自に地域管理を行ってきた地区などについても調査した。

このような調査及び研究会の結果、次の課題が明らかとなった。まず、「参加手続」に関しては、①参加主体と参加方法の内容及び設定方法、②多様な主体の参加の意義と影響、効果などについて検討を要することが確認できた。次に、「公定化手続」に関連して、日本の都市計画・都市マネジメントにおいては、歴史的に任意で培われてきた地域管理を維持するためにも、主体及び計画を制度化する必要が出てきていることが判明した。そして、都市マネジメントの担い手を公定化する手続や仕組みについては、次のような点が重要であることを確認した。①支援や優遇措置の強化、②情報収集・蓄積・活用に関する仕組み、③公共空間の管理・活用に関する仕組み、④活動資金確保のための方策、⑤活動評価とその仕組み、⑥法人制度として創設するための仕組み、⑦地区単位の計画制度である。

(2) フランスの都市計画及び都市マネジメントの実態

上記の日本の課題に対するフランスの各地域類型における事例からは次のような実態が明らかになった。

(a) 大都市都心部：

(a) の地域類型の研究では、フランスの都市計画に関する参加制度の動向と、フランスの大都市都心部パリ・リアル地区の再開発における参加制度の運用実態を調査、検討することで次の実態が明らかになった。

まず、1980年代以降に制定されたフランスの参加制度の内容から、フランスでは地域や地区の決定を自治体の権限によって支える制度が充実してきており、A. 多様な制度が創設され、B. 多様な主体の参加が保障されている。都市計画にかかわる参加制度に着目しても、C. 参加時期が広範であり、D. 実施が義務化されているものがあるものの、自治体が制度を選択することができ、また、E. 参加の様態（主体や方法）を自由に決定することができる、という手続が法律に定められている。特に、1985年の「都市計画法典」の改正により導入され、SRU法（2000年）により充実が図られたコンサルタシオンという参加制度は、基礎自治体であるコミューン議会の議決

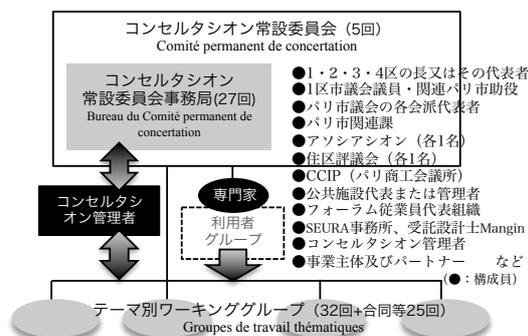


図1 パリ・リアル地区の再開発におけるコンサルタシオン実施の仕組みと実績

により、参加の様態を決定できる手続であり、原案作成の初期段階から参加を募り比較的長期間にわたって多様な主体の意見交換や提案などを通して原案作成過程自体に主体の意向を反映させる可能性がある手続である。

さらにこのコンサルタシオンの実態について、制度の様態に着目して考察した結果、次のような点が明らかになった。第1に、多様な主体が参加していた点であり、特に、住民やアソシアシオンのみでなく、利用者の意向を反映させる仕組みが用いられていた。第2に、コンサルタシオンプロセスの途上で方法の充実が図られた点である。具体的には、管理者の設置や情報提供や議論の方法などの充実が図られていた。第3に、こうしたコンサルタシオンの充実が多様な主体が影響を与えた点である。当初、コミューン議会で議決（2002年）された様態に対してアソシアシオンが提案を行い、様態を変更する議決（2006年）へとつながった。第4に、参加プロセスを中立的な立場で監視、支援するコンサルタシオン管理者やこの手続を推進するための組織のあり方に参加の公平性、公開性をみることができた（図1）。第5に、以上の方法により行われたコンサルタシオンが、実際の計画や事業に影響を与えた点である。例えば、こうしたプロセスは、施設の利便性を高めたり、歴史的、文化的な環境の保全などにも寄与した。また、具体的な検証は要するものの、1960年代の同地区における再開発に対する訴訟件数等の比較や関係者に対する聞き取り調査により、コンサルタシオンが紛争を抑制する可能性も窺えた。第6に、当該再開発では、コンサルタシオンに加え、意見公開聴取や住区評議会といった他の参加制度が重複して用いられた。

以上の参加制度の様態の決定と運用の実態は、①主体の設定方法、②方法の検討内容、③参加制度の実情に応じた自由度、④公開性・公平性の担保の方法、⑤参加による事業決定への影響、⑥多様な制度の活用方法、といった点について日本の都市づくりにおける参加制度に示唆を与えるものであった（詳しくは、主な発表論文②を参照）。

(b) 地方都市中心市街地：

日本では、近年、地方の衰退している地区の再生等を目的に景観法、観光基本法の整備や、観光庁の設置など観光政策が推進されてきている。一方、フランスでは、20世紀初頭から観光行政が推進されており、さらに「観光業に関しての権限の配分法」(1992年)、「地方の自由と責任に関する法律」(2004年)により「観光法典」が書き換えられ、行政機関(国、地域圏・県・コミューン)における観光業の権限配分と民間団体等の公定化にかかわる制度が整えられている。そして、地方都市の中心市街地と観光の拠点となる世界遺産地区が重複しているところも少なくない。このような日仏の状況から、(b)の地域類型を対象とした当該研究では、フランスの観光政策における分権的動向と担い手の公定化について、フランスの世界遺産を有する都市を対象に、主体の役割と都市マネジメントに着目して調査、検討を行った。

フランスの観光政策は、新たな権限配分に伴い、A. 基礎自治体を重視した公共団体の役割分担の明確化、B. 多様な主体の法制上の位置づけを整理・統合するなど、国から地方、官から民への分権が進んでいる。特に、その動向として注目すべきは、自治体に権限を配分することのみに終始するのではなく、国、地域圏、県、コミューンの役割を明確にし、各々の意思に応じて担い手を設立、調整、管理する仕組みを制度として整備している傾向である。具体的には、①地域の意思決定機関である議会により組織を認定し、②各組織の構成員により連携・調整を図り、各財政措置も含む国と地域圏の「計画契約」、地方公共団体間の「計画協定」、地方公共団体とアソシエーション等による「目標協定」等を締結することで、各組織の調整と役割分担を明確にしている。さらに、③政策を管理、向上させるために追跡調査や指標、評価などの仕組みを設けている。

とりわけ、コミューンレベルの公定化については、地域で民間非営利団体(アソシエーション)が長年担ってきた観光政策に関する活動及びその組織を、コミューンが地域の実情に即した形態で観光事務所として設立できる仕組みが設けられている。その仕組みは、①コミューン議会が観光事務所を認定し、観光事務所の法的地位と組織のあり方が、双方の協議により明確化される。②その明確化を図るための「目標協定」では、目標と指標、構成員の属性、補助金額など、各主体の役割が示され、③追跡調査委員会による評価の方法について定められる、というものである。さらに、サービスの質を管理、向上させるための観光事務所には格付け制度が設けられている。

これらの仕組みは、従来の主体の活動や主体間の関係を大きく変化させるものではなく、従前も実施されてきた活動であるが、「公定化」の仕組みが法制度として位置づけられ

表1 組織の位置づけと法律による規定内容の実態

	世界遺産指定地域・地区	組織の位置づけ					法律に記載の活動内容				議会との関係	
		①世界遺産登録	②組織の設立年	③格付け	④スタッフ数	⑤組織形態	⑥観光サービス	⑦企画	⑧観光公施設	⑨イベント		⑩議会への意見
1	モン・サン・ミッシェル	1979	1937	2	1~5	ASS	-	○	×	○	-	-
2	シャルトル	1979	-	3	10~	EPIC	○	○	×	×	○	○
3	ヴェルサイユ	1979	1907	3	10~	ASS	○	○	×	○	○	-
4	ヴェゼール	1979	-	2	1~5	EPIC	○	○	×	○	○	○
5	フォンテーヌブロー	1981	1926	3	10~	EPIC	○	○	×	○	×	○
6	アミアン	1981	-	4	6~10	-	-	○	○	×	○	-
7	オランジュ	1981	1983	3	6~10	ASS	×	-	×	○	×	○
8	アルル	1981	-	-	10~	EPIC	○	○	-	-	-	○
9	フォントネー	1981	1960	2	1~5	ASS	○	○	×	○	○	○
10	アル=ケネスナン	1982	-	2	1~5	ASS	×	×	○	○	○	○
11	ナジージュ	1983	1904	4	10~	ASS	○	○	×	○	-	○
12	サン=サヴァ	1983	1936	2	1~5	ASS	○	×	×	○	○	○
13	ストラスブール	1988	1895	4	10~	ASS	○	○	○	○	○	○
14	パリ	1991	1970	4	10~	ASS	○	○	-	○	○	○
15	ブルジュ	1992	1902	4	10~	ASS	○	○	-	○	○	○
16	ミディ	1996	1960	4	10~	EPIC	○	○	×	×	-	○
17	リヨン	1998	1905	4	10~	ASS	○	○	×	○	○	○
18	カルカソンヌ	1997	-	3	10~	EPIC	○	○	-	×	○	○
19	カレー	1962	3	6~10	EPIC	○	○	○	○	○	○	○
		1961	2	10~	ASS	○	○	○	○	○	○	○
20	ベルグモンド=フラン	1999	1926	3	6~10	ASS	○	○	○	○	○	○
		1999	1932	4	10~	ASS	○	○	○	○	○	○
21	サン=テミリオリ=ジュル=ロワール	2000	1993	4	10~	SEM	○	○	×	×	-	○
22	ポルドー	2007	1907	4	10~	ASS	○	○	○	○	×	○
23	アルビ	2010	1906	3	10~	ASS	○	○	×	○	×	○

凡例：○：YES、×：NO、格付け(星の数)、-：不明、ASS：アソシエーション、EPIC：商工業的公施設法人、SEML：地方経済混合会社、設問の内容：⑥観光サービスの提供を事業化しているか、⑦観光プロモーションの企画・開発・実施をしているか、⑧観光公施設の設置プログラムに關与しているか、⑨文化的なイベントや祭などを企画、実施、推進しているか、⑩コミューン議会は、あなたの組織に、観光公施設の計画に關して意見を聞いたことがあるか、⑪毎年、コミューン議会に財務報告書を提出しているか

ることに重要な意味があった。具体的には、観光事務所を政策の担い手として承認、すなわち公定化することで、財源を確保することが正当化される。このとき、公定化する観光事務所は1コミューンに1つであると規定されることで政策の一貫性を維持し、法律に財政報告を義務づけていることで公開性が担保される。しかしその一方で、従来の組織の活動を活かすという観点からコミューンと活動主体との協議を経て、役割や法的地位などが定められ柔軟性も確保されている。

また、アメリカやイギリスなどの都市マネジメント組織(TMO:Town Management Organization)と、上記のアソシエーションによる観光事務所の活動(フランスの世界遺産地区のマネジメントを行う観光事務所に対するアンケート調査による(表1参照))とを照らし合わせると、類似した内容で活動を担っている実態が明らかになった。さらに、上記の観光事務所が観光公施設の整備に關与する実態も判明した。

以上のフランスの分権的動向と観光政策における担い手の実態は、日本での課題に対して、A.自治体が各主体自らの意思決定のもとに役割を明確化するという自治のあり方と、B.地域の担い手であった民間非営利団体等の活動を位置づけ、地域の都市マネジメントの重要な主体として法制度により転換する公定化の仕組みのあり方を示唆するものであった(詳しくは、主な発表論文⑦を参照)。

(c) 住宅団地地区：

「居住と住環境を持続的に改編すること」を目的の1つとして、2003年に「ポルドー法」が制定され、その実現手法として、市街地改良全国プログラム(PNRU)が規定された。そして、その実施主体として全国市街地改良機



図2：ソール菜園（個人区画）



図3：ソール菜園（教育区画）

出典：Régie de quartier

構（ANRU）が創設されている。さらに、ボルロー法の目的に沿って、地区の維持・管理に関して関係者間での同意が義務付けられており、その主体の1つに、当該地区で活動する非営利団体であるアソシアションが位置づけられている。そこで当該研究は、フランスの住宅団地地区の管理・再生において非営利団体であるアソシアションが担っている実態を、アンジェ市グラン・ピジョン地区を事例として調査、検討した。

まず、近年のフランスの住宅団地再生に関する制度及び機構改革の調査、分析から、フランスの住宅団地地区の再生においては、物理的な整備事業に加え、維持・管理の仕組みが法律に定められ、その主体としてアソシアションが位置づけられていることが明らかになった。

次に、アンジェ市の事例からは、地域の実情を把握するアソシアションが、基礎自治体により承認され、整備事業の方針検討の段階から協議に加わり、維持・管理の責任を担うことで、住民の意向が反映される仕組みとなっている。また、菜園というツールが、治安対策、教育の場の提供となり、住民間のコミュニティを形成しており、さらに、雇用対策にも一定の効果をもたらしていることが明らかになった。

以上の実態から、アソシアションによる地区の維持・管理は、ボルロー法の目的である「居住と住環境を持続的に改編すること」を実現していることが明らかになった。そして、これらの活動は、地域の実情を理解し、住民等との信頼関係に基づくアソシアションならではの活動であり、住宅団地地区の再生におけるアソシアションの役割と、公定化の意義が見てとれた（詳しくは、主な発表論文④を参照）。

これまで見てきた(a)(b)(c)地域類型別の調査、検討からは、住民の意向を民主的な手続により聴取し、反映する制度（参加手続）と、多様な主体が都市マネジメントの担い手として活躍するための制度（公定化手続）の重要性を示すものであり、フランスでは近年にかけて日本の都市計画・都市マネジメントにおける主体をめぐる課題にかかわる手続きについて制度や機構を改革、充実させている。本研究で明らかにしたこれらの実態は、日本の都市計画及び都市マネジメントの制度構築に示唆を与えるものであるといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 20 件）

- ① 内海麻利、地区計画の実効性と自治体の自主性～地区計画への期待と制度の仕組み～、自治体法務 NAVI、査読無、Vol. 58、2014 年、pp. 2-7
- ② 内海麻利、フランスの再開発における参加制度の実態に関する研究-パリ・リアル地区のコンサルテーションに着目して-、日本都市計画学会都市計画論文集、査読有、No. 48-3、2013 年、pp. 693-698
- ③ 内海麻利、フランスの都市計画法制の動向-環境グルネルに見るコンパクトシティ政策-、土地総合研究、査読無、21 巻 2 号、2013 年、pp. 65-73
- ④ 岡井有佳、内海麻利、フランスの住宅団地地区の再生におけるアソシアションの意義と役割に関する研究～アンジェ市グラン・ピジョン地区を事例として～、都市住宅学、査読有、83 号、2013 年、pp. 95-100
- ⑤ 小林重敬、都市を「つくる」時代から「育てる」時代への移行と公民連携、新都市、査読無、67 巻 4 号、2013 年 pp. 3-6
- ⑥ 小林重敬、エリアマネジメントのこれまでとこれから、土木技術、査読無、68 巻 10 号、2013 年 pp. 9-15
- ⑦ 内海麻利、観光政策の分権的動向と担い手の公定化に関する研究-主体の役割と都市マネジメントに着目して-、都市計画論文集、査読有、No. 47-3、2012 年、pp. 535-540
- ⑧ 内海麻利、拡大型・持続型・縮退型都市計画の機能と手法、公法研究、査読無、74 号、2012 年、pp. 173-185
- ⑨ 内海麻利、中心市街地活性化法の活用と自治体の自主性、地方自治職員研修、査読無、2012 年 9 月号、2012、pp. 14-16
- ⑩ 内海麻利、日本の都市計画法制の「統合性」に関する課題とフランスの「一貫性」、査読無、70 号、2012 年、pp. 145-177
- ⑪ 岡井有佳、内海麻利、フランスの低炭素都市の実現に向けた都市計画制度の動向に関する研究、日本都市計画学会都市計画論文集、査読有、No46-3、2011、pp. 967-972
- ⑫ 小林重敬、エリアマネジメントとルール、ジュリスト、査読無、No. 1429、2011 年 pp. 76-82
- ⑬ 岡井有佳、集約型都市構造の構築に向けたフランスの都市計画制度の取り組み、スマートシュリンクと空間管理-人口減少時代のアーバンフォームとマネジメント 3、2011 年度建築学会大会都市計画部門 PD、査読無、2011、pp. 49-50
- ⑭ 岡井有佳、フランスの計画的住宅地における持続可能性に向けた取り組み、計画的住宅地は持続可能か、2011 年度建築学会大会特別研究部門（社会システム）研究協議会、査読無、2011、pp. 71-75
- ⑮ 内海麻利、岡井有佳、岡橋純子、観光政策の分権的動向と都市マネジメント-多様な主体の役割と担い手の公定化に着目して-

新都市、査読無、第 65 巻第 9 号、2011、
pp. 68-76

- ⑩ 岡橋純子、岡井有佳、内海麻利、文化遺産の保全と活用における歴史芸術都市制度の意義、新都市、査読無、第 65 巻第 8 号、2011、pp. 80-88
- ⑪ 岡井有佳、内海麻利、住宅団地の再生におけるソーシャル・ミックスの方向性、新都市、査読無、第 65 巻第 7 号、2011、pp. 61-68
- ⑫ 内海麻利、岡井有佳、大都市中心地区における再々開発の展開と過程、新都市、査読無、第 65 巻第 6 号、2011、pp. 72-80
- ⑬ 岡井有佳、内海麻利、土地利用の計画・規制制度、新都市、査読無、第 65 巻第 5 号、2011、pp. 78-86
- ⑭ 内海麻利、岡井有佳、岡橋純子、都市政策の課題と持続可能性・地方分権、新都市、査読無、第 65 巻第 4 号、2011、pp. 90-96

[学会発表] (計 5 件)

- ① 岡井有佳、フランスの住宅団地地区の再生におけるアソシアシオンの意義と役割に関する研究、都市住宅学会、2013 年 12 月 1 日、東北大学 (宮城県)
- ② 内海麻利、フランスの再開発における参加制度の実態に関する研究-パリ・リアル地区のコンサルタシオンに着目して-、都市計画学会、2013 年 11 月 10 日、法政大学 (東京都)
- ③ 内海麻利、観光政策の分権的動向と担い手の公定化に関する研究-主体の役割と都市マネジメントに着目して-、2012 年 11 月 11 日、弘前大学 (青森県)
- ④ 岡井有佳、フランスの低炭素都市の実現に向けた都市計画制度の動向に関する研究、都市計画学会、2011 年 11 月 20 日、東京大学 (東京都)
- ⑤ 内海麻利、国家の役割と時間軸・持続型及び縮退型都市計画の機能の手法、日本公法学会(招待講演)、2011 年 10 月 9 日、名城大学 (愛知県)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等：なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内海 麻利 (UCHIUMI MARI)
駒澤大学・法学部・教授
研究者番号：60365533

(2) 研究分担者

小林 重敬 (KOBAYASHI SHIGENORI)
東京都市大学・都市生活学部・教授
研究者番号：90017997

岡井 有佳 (OKAI YUKA)

立命館大学・理工学部・准教授
研究者番号：50468914

(3) 連携研究者

なし